

## 平成25年度地域循環圏形成モデル事業 公募要領

### 1. はじめに

平成25年5月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、「地域循環圏」の形成の取組を拡充・発展させ、全国各地において地域循環圏づくりを具体化させていくことの必要性が明記されました。この「地域循環圏」とは、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという考え方に基づいて構築される地域のことです。

地域の活性化にもつながる地域循環圏づくりについては、それぞれの地域の文化等の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、エネルギー源としての活用も含めた循環資源の種類に応じた適正な規模で循環させることができる仕組み作りを進め、その構築事例を積み重ねていくことが重要です。

このため、環境省では、地域における具体的な地域循環圏形成計画の策定を促進することとし、今年度の実施団体を以下のとおり公募します。

なお、地域循環圏に関する基本的事項、地域循環圏の事例等については、以下のサイトを参照してください。

地域循環圏について：

<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/zu/h24/html/hj12010305.html>

地域循環圏形成推進ガイドライン：

[http://www.env.go.jp/press/file\\_view.php?serial=20424&hou\\_id=15533](http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=20424&hou_id=15533)

### 2. 公募対象事業

#### (1) 事業の内容

モデル事業では、地域の住民、関係事業者、地方自治体等の地域コミュニティを形成する関係者間の合意に基づく地域循環圏形成計画を策定していただきます。

事業の要件は次の①～⑤のとおりです。

- ① 一定の地域（市町村域等）を1箇所程度選定して、環境保全の効果が高く、循環資源の収集・運搬・資源化・利活用等を自立的、持続的に行うことを目的とし、そのための仕組み等を盛り込んだ総合的な資源循環計画を、地域循環圏形成計画として策定すること。（計画の例として、上記ガイドラインP67～73、P80～81及びP90～92を参考にしてください。）
- ② 地域循環圏形成計画の策定に当たっては、例えば地域における循環資源の賦存量や物質フロー、地域の廃棄物処理施設の状況、地域で行われている事業の調査・分析、関連する地域コミュニティの活動状況、実証事業の実施分析結果等を踏まえること。
- ③ 協議会の構成員は、地方自治体のほか、関係事業者、学識経験者、住民代表等を、事業の特性に合わせて8～15名程度選定することとし、環境省地方環境事務所と

協議の上で選定すること。また、開催回数は年度内に4回程度を目安とすること。

- ④ 協議会における検討経緯、実証実験の結果や分析、地域循環圏形成計画を策定する意義等について、地方自治体、関係事業者、住民等に発信し、循環資源利用の意義等の理解、参加・参画意欲の向上、策定する地域循環圏形成計画の合意形成等に役立てること。
- ⑤ 事業を進めるに当たっては、環境省地方環境事務所の協力を得ること。

## (2) 事業実施者

事業実施者は、日本国において登記された法人であることを要件とします。

なお、事業実施の前に、関係地方自治体及び環境省地方環境事務所と事業骨子の相談をしてくださるようお願いします。

## 3. 対象経費

各事業のうち、環境省から経費を支出するのは、以下の①～③に示す内容のものとし、具体的な対象経費の費目とその内容については、【7 注意事項（2）事業対象経費】を参照して下さい。

- ① 事業の詳細計画の策定に要する費用
- ② 事業の実施に必要な事前調査、情報収集、分析調査又はシステム開発に要する費用
- ③ 事業の実施に当たり、必要となる広報に要する費用

## 4. 事業費及び採択件数

事業費は、1事業あたり概ね500万円から1,000万円まで（税込み）とし、採択件数は2～3件の予定です。

## 5. 選考について

### (1) 選考方法

環境省において事前審査（書類審査）を行った上で、有識者により構成される委員会において書類選考を行い、採択事業を決定します。

なお、必要に応じて応募者からヒアリングを行う場合があります。

### (2) 選考基準

選考は、下記の基準に基づいて行います。詳細は別添2の「平成25年度地域循環圏形成モデル事業評価基準表」を御覧下さい。

- ① 事業計画の具体性・妥当性
- ② 事業の実行可能性
- ③ 事業の新規性・モデル性
- ④ 地域循環圏形成による効果

### (3) 選考結果

選考結果は、申請書に記載された連絡先に、電子メールにて連絡します。

※ 採否の理由についてのお問い合わせには応じられませんので、あらかじめ御了承下

さい。

- ※ 採択された事業については、事業者名、事業概要などを公表しますので、あらかじめ御了承下さい。

## 6. 応募方法

### (1) 応募先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室  
住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
TEL : 03-3581-3351 (内線 6819)

### (2) 応募方法

別添1の様式による申請書に必要事項を記入の上、申請書一式（正本〇部、複本〇部、添付資料〇部）を同封し、上記宛先まで郵送（宅配便でも可）又は持参して下さい。

- ※ 応募先への電子メール、ファクシミリでの応募は受け付けませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ 提出された申請書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ 環境省地方環境事務所では応募書類を受け取りませんので、上記応募先までお送りください。

### (3) 受付期間

平成25年7月29日（月）～8月26日（月）17時必着

## 7. 注意事項

### (1) 契約の形態、金額等

契約の形態は、環境省が事業発注する請負契約となります。契約金額については、事業終了後の一括支払いとなります（前払い、中間払いはありません）。

1事業あたり概ね500万円から1,000万円まで（税込み）を予定していますが、具体的な金額については、請負契約の手続き段階で、事業計画を精査の上、決定します。

また、選定委員会による審査の結果、事業の熟度や具体性に応じて減額される場合があります。したがって、決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

### (2) 事業対象経費

応募に当たっては、下記の費目に基づいた支出計画を提出して下さい。なお、支援対象となる経費は、事業実施のために直接必要な経費であって以下の費目に該当するものです。また、下表に示した費目に該当しない経費は支援対象となりません。

見積に基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な査定の対象となりますので、御留意下さい。

なお、費目については下表のとおり分類して下さい。

費目	内容
人件費	本事業実施のために必要な人件費に限る。例えば、資料整理作業員等の単純労務に服する者に対する賃金がこれにあたる。
旅費	本作業にかかる現地調査や会合、シンポジウム開催のために関係者が出張する際に必要となる旅費。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずること。
物品費	本事業の実施に直接必要な備品、文献図書、消耗品等の購入に直接要する費用。リース可能なものはリースにより対応する。
印刷製本費	本事業の成果報告書、会合資料、シンポジウム、広報資料等の印刷、製本に要する費用。
通信運搬費	本事業の直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料等。
借料及び損料	会場借料及び損料、器具機材・設備借料及び損料、物品等使用量等。
会議費	事業調整に必要な会合等を行う際の飲食料等の経費。会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上して下さい。
試験分析費	廃棄物等の組成・性状等を調査するための経費。外部分析機関等への委託料はこれにあたる。
外注費	本事業の業務の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のもの。
その他一般管理費	上記各費用から外注費を除いた合計額の15%以下の費用であって、その他事業の実施のために必要な費用。

### (3) 採択された場合の留意点

- ① 採択された場合は、事業内容の詳細について打ち合わせた上で、環境省と請負契約を結んでいただきます。その際、契約関係書類が別途必要となりますので、担当者の指示に従って速やかに書類の準備をお願いします。
- ② 事業の進捗に応じ、環境省が開催する検討会への出席及び報告が求められる場合がありますので、御了知下さい。
- ③ 事業の終了後であっても、事業の成果のフォローアップ等のため、報告等を求める場合がありますので、御了知下さい。

### (4) 環境省が別途発注する取りまとめ業者への協力

環境省では、本事業の対象事業の選定や支援事業全体の進捗管理及び取りまとめをサポートする業務を、別途「平成25年度 地域循環圏形成推進に関する情報発信等業務」として発注する予定です。本公募への申請事業者及び採択された事業の実施者は、この業務の請負業者の依頼に基づき、進捗状況及び成果についての報告、資料の作成、会議への出席等、当該請負業者の上記業務実施に協力していただきます。

## 8. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとします。
- (2) 請負者は、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとします。
- (3) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとします。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。

## 9. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとします。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出するものとします。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずるものとします。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うものとします。

- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れるものとします。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄するものとします。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄するものとします。

- (5) 情報システムを構築・改良する業務にあつては、請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築するものとします。
- (6) 動的なコンテンツを含むホームページを作成する場合は（独）情報処理推進機構の下記の情報を参照し、外部からの不正な攻撃などへの情報セキュリティ対策を実施するものとします。

- ① 「安全なウェブサイトの作り方」（チェックリストを含む）

<http://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>

- ② 「セキュアプログラミング講座」

<http://www.ipa.go.jp/security/awareness/vendor/programming/index.html>

- (7) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告するものとします。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 10. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその

指示に従うものとします。

- (2) 平成25年度地域循環圏形成モデル事業を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて平成25年度地域循環圏形成モデル事業に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することが可能です。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整するものとします。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止です。また、閲覧を希望する資料であっても、「平成25年度 地域循環圏形成推進に関する情報発信等業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合があります。

連絡先：環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

TEL：03-3581-3351（内線 6819）

(別添1)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成25年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこととします。

なお、「資材確認票」（基本方針183頁、表3参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針184頁、表4参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示することとします。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこととします。

英語サマリーについては、以下により作成することとします。

(\* 調査研究に係る報告書の場合は原則として作成することとします。)

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ることとします。

- ① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令英訳プロジェクトの標準対訳辞書 (<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意することとします。

- ・ 丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・ 記号はすべて半角。例：「 “ ” 」→「 ” ” 」、 「 ` 」 「 ´ 」 → 「 ` 」 「 ´ 」 → 「 - 」 → 「 - 」
- ・ 化学物質は英文名+化学記号（半角の英数字）。1/4 文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・ 環境省の略称は「MOE」（大文字）

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows7 SP1 上で表示可能なものとします。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとします。

- ・ 文章；ワープロソフト Justsystem 社一太郎（2011 以下）、又は Microsoft 社 Word（ファイル形式は Word2010 以下）
- ・ 計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel2010 以下）
- ・ 画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成することとします。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記することとします。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこととします。

### 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずることとします。



(別添2)

平成25年度地域循環圏形成モデル事業評価基準表

評価項目	評価の観点	得点配分(係数)
① 事業計画の具体性・妥当性	提案された事業が資源を循環させるスキームとして具体的かつ妥当なものか。	25(5)
② 事業の実行可能性	地方自治体、住民など参画する主体間の連携が確保されており、事業に実行可能性はあるか。	25(5)
③ 事業の新規性・モデル性	事業の内容に新規性があり、かつ、提案された事業スキームが他地域への波及を見込めるものであるか。	25(5)
④ 地域循環圏による効果	地域循環によって、未利用資源の有効活用、CO <sub>2</sub> の削減等の環境負荷削減効果、経済効果、参画する住民の環境意識の向上等が見込まれるか。	25(5)
合計		100
採点は各項目につき、優：5点、良：3点、可：1点、不可：0点の4段階評価とし、各項目の点数に乗じて得点を算出する。満点は100点とする。		